

## (公益社団法人福島県青果物価格補償協会)

### 「果樹農業生産力増強総合対策」業務方法書

|               |               |  |  |
|---------------|---------------|--|--|
| 平成25年 6月25日制定 | 令和 4年 5月25日改正 |  |  |
| 平成26年 6月13日改正 | 令和 5年 5月29日改正 |  |  |
| 平成27年 8月25日改正 | 令和 6年 1月22日改正 |  |  |
| 平成28年 5月27日改正 |               |  |  |
| 平成29年 5月26日改正 |               |  |  |
| 平成30年 5月24日改正 |               |  |  |
| 令和元年 5月29日改正  |               |  |  |
| 令和 2年 3月25日改正 |               |  |  |
| 令和 2年 5月25日改正 |               |  |  |
| 令和 3年 5月26日改正 |               |  |  |

## 公益社団法人 福島県青果物価格補償協会

〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1番地1

TEL (024) 554-3567 Fax (024) 554-3055

Email info@f-karen.or.jp

URL <https://www.f-karen.or.jp>

大切なあの人へ花束を  
毎日くだもの  
たっぷりの野菜



## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人福島県青果物価格補償協会（以下「この法人」という。）定款第50条の規定に基づき、この法人が行う果実生産出荷安定対策事業に関する業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 この法人は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁、公益財団法人中央果実協会（以下「中央果実協会」という。）、全国果実生産出荷安定協議会（以下「全果協」という。）、福島県果実生産出荷安定協議会（以下「県果協」という。）その他関係機関との緊密な連絡のもとに、その業務を公正かつ効率的に運営するものとする。

### (業務)

第3条 この法人は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月4日付け3農産生産第3175号・3畜産第1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知）別紙3果樹農業生産力増強総合対策（以下「持続的生産要領」という。）、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）別記1の別紙2のI（以下、「先導果樹支援要綱」という。）及び果樹農業強靱化緊急対策実施要領（令和5年11月29日付け5農産第3194号農林水産省農産局長通知。以下、「果樹強靱化対策要領」という。）に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、この法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

- (1) 果実需給安定対策の推進
- (2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要等対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、果樹緊急総合対策支援事業、果樹先導的取組支援事業（先導果樹支援要綱に基づき実施する事業をいう。以下同じ。）及び花粉供給緊急対策事業（果樹強靱化対策要領に基づき実施する事業をいう。以下同じ。）の実施並びにこれらの事業に対する補助
- (3) 知事が必要と認める業務の実施
- (4) 本条に定める業務に附帯する業務

2. 前項の業務の対象は、福島県果樹農業振興計画書で定める果実及び果実製品（以下「果実等」という。）とする。
3. この法人は、必要に応じ、果実等の消費拡大を図るための事業等を中央果実協会又はその他の団体からの受託等により実施することができる。

## 第2章 事業の実施に対する補助

### 第1節 総則

#### （事業の実施に対する補助）

第4条 この法人は、第3条第1項第2号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要等対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、果樹緊急総合対策支援事業、果樹先導的取組支援事業及び花粉供給緊急対策事業を実施する者に対して補助する。

#### （事業実施計画の承認）

- 第5条 前条の事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）は、事業ごとに定められた様式を準用して、事業実施計画を作成し、この法人に提出する。
2. この法人は、事業実施者から提出される事業実施計画を審査し、適当と認める場合には、知事と調整し、中央果実協会と協議の上承認する。
  3. この法人は、前条の事業を実施しようとする場合には、事業実施計画を作成し、中央果実協会の承認を受ける。
  4. 事業実施計画を変更する場合は、第1項及び第3項に準じて行う。

#### （実績の報告）

第6条 この法人は、事業終了後、定められた様式を準用して事業実施者から提出される事業の実績の報告について取りまとめ、自ら実施した事業の実績の報告と合わせて、中央果実協会に報告する。

#### （補助金の申請及び交付）

- 第7条 この法人は、定められた様式を準用して事業実施者からの補助金の申請及び自らの事業に係る補助金の申請を取りまとめ、中央果実協会に補助金を申請する。
2. この法人は、中央果実協会から補助金が交付された後、すみやかに事業実施者に係る補助金を当該事業実施者に交付する。

(補助金交付の際に附する条件)

第 8 条 この法人は、事業実施者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年 4 月 30 日農林省令第 18 号）、持続的生産要領、先導果樹支援要綱、果樹強靱化対策要領、中央果実協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。
- (2) 前各号に定めるもののほか、この法人が別に定める補助金の交付の目的を達成するため、特に必要と認める条件

(補助金の返還)

第 9 条 この法人は、事業実施者が、交付された補助金の扱いに関し前条第 1 号の規定に違反し、又は補助金の管理に関し重大な過失を犯したときは、事業実施者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金)

第 10 条 この法人は、前条に基づき事業実施者に補助金の返還を命じたときは、補助金を交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年利 5.0 パーセントの割合で計算した加算金を納付させる。

(補助対象となる経費及び補助率)

第 11 条 各事業の補助対象となる経費及び補助率は、別表 3 から 4 に定めるところによる。

## 第 2 節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第 12 条 果樹経営支援対策事業（以下第 2 節において「本事業」という。）は、産地の生産基盤を強化するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画（持続的生産要領第 2 の 5 の（2）のエの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。）に基づき、支援対象者（持続的生産要領 I の第 1 の 1 の（3）のイの支援対象者をいう。以下同じ。）が行う支援の対象となる取組（持続的生産要領 I の第 1 の 1 の（3）のアの表の補助対象となる取組をいう。以下同じ。）に要する経費を補助する事業とする。

2. 前項の事業の実施者は、この法人とする。

(支援対象となる担い手)

第 13 条 持続的生産要領Ⅰの第 1 の 1 の (3) のイの (ア) の①の「産地計画において担い手と定められた者」は、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項に基づく農業経営改善計画を認定された者をいう。）、果樹園経営計画認定者（果振法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において担い手と定められた者をいうものとする。

(中央果実協会が特認する支援対象者)

第 14 条 持続的生産要領Ⅰの第 1 の 1 の (3) のイの (ア) の⑤の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、2 年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して 8 年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実な農地に係る取組を行うと中央果実協会が認める者をいうものとする。

2. 持続的生産要領Ⅰの第 1 の 1 の (3) のイの (イ) の④の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める者をいうものとする。

(整備事業)

第 15 条 整備事業（持続的生産要領Ⅰの第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 1 の取組をいう。以下同じ。）の補助対象となる取組は次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換等（持続的生産要領Ⅰの第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 1 の (1) の優良品目・品種への転換等をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア. 改植とは、果樹の樹体を根元から切断（以下「伐採」という。）し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良な品目又は品種（持続的生産要領Ⅰの第 1 の 1 の (3) のアに示される品目・品種又は今後、産地計画に生産を振興すると明記されることが確実な品目・品種をいう。以下同じ。）の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良な品目又は品種の果樹を植栽する場合（以下「移動改植」という。）、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実にを行うことを前提に当該樹体の近傍に優良な品目又は品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合（以下「補植改植」という。）及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽も改植とみなす。

イ. 新植とは、アの改植に相当する、優良な品目又は品種の生産を振興するために果

樹の植栽が行われていない土地等で植栽することをいう。

ウ. 省力樹形とは、産地計画に今後導入すべき技術として定めているか、定められることが確実と見込まれるとともに、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の（ア）又は（イ）の要件を満たすものであること。

（ア）10 アール当たりの労働時間について、慣行栽培と比較して10%以上縮減できることが、試験研究結果又は事例で確認できる樹形であること。

（イ）10 アール当たり収量について、慣行栽培と比較して10%以上増加できることが、試験研究結果又は事例で確認できる樹形であること。

エ. 優良品目・品種への転換の高接とは、果樹の枝等に優良な品目又は品種の穂木を接ぐことをいうものとする。

オ. 転換元と同じ品種への転換は対象としない。ただし、省力樹形その他の生産性向上が期待される技術を導入する場合など中央果実協会が実施細則に定める場合にあってはこの限りではない。

カ. 転換後の果樹園は、当該地域における栽培として通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度で植栽するものとする。

キ. 補植改植を行う場合にあっては、既存樹の伐採までの間、既存樹の整枝等を適切に行うものとするとともに、植栽の翌々年度までに既存樹を伐採するものとする。

(2) 小規模園地整備（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(2)の取組の園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア. 小規模園地整備の園内道の整備は、園内作業道であって、舗装等を施し、スピードプレイヤー、軽トラック、多目的作業車、小型運搬車等の省力化機械の導入が可能な道路を整備するものとする。

イ. 園内道の整備については、かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について（平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農蚕園芸局長通知）に準じて行うものとする。この場合、農作業上の安全性の確保に留意しつつ、費用対効果にも配慮して計画及び設計するものとする。

ウ. 小規模園地整備を行う場合は、事業実施地区全体の土地基盤整備の計画等他の計画に留意しつつ、事前に市町村の関係部署及び関係機関と十分な調整を行うものとする。

(3) 放任園地発生防止対策（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(3)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア. 放任園地発生防止対策は、果樹の樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させ、跡地を果樹の栽培に利用しないことにより行うものとする。跡地については、果樹以外の樹木を植栽すること、被覆植物を植栽すること、牛等の家畜を放牧するための牧草地とすること、野菜等果樹以外の作物を植栽すること等に努めるものとし、果樹

の樹体を伐採後、土砂崩壊等による災害発生の恐れがある場合には裸地としないこと。

イ. 間伐を目的とした伐採は対象としないものとする。

(4) 用水・かん水設備の整備（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(4)の取組をいう。以下同じ。）は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水設備を整備するものとする。

(5) 中央果実協会特認事業（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(5)の規定により中央果実協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア. 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備

イ. 被害を防ぐために必要な防霜設備、防風設備（中央果実協会の実施細則で定める多目的防災網を含む、以下同じ。）の整備

（推進事業）

第16条 推進事業（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の取組をいう。以下同じ。）の補助対象となる取組は次のとおりとする。

(1) 労働力調整システムの構築（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(1)の取組をいう。以下同じ。）は、臨時雇用のあつせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。

(2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(2)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア. 果実供給力維持対策は、産地の果実供給力を維持・強化するため、産地の情報を収集するとともに補完調査を実施し、その調査結果を分析・整理することにより、将来を見据えた基盤整備のあり方、機械化対応等の樹形の変更、優良品目・品種への切り替え、新技術の導入・普及、後継者の育成・確保の方策等を検討し、産地の果実供給力を維持・強化するための対策として取りまとめるものとする。

イ. 園地情報システムの構築は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）との連携等による担い手への園地集積、ブランド化に必要な管理等のための園地情報システム、荒廃園地発生抑制のための体制の構築を行うものとする。

ウ. 荒廃園地発生抑制のための体制の構築等に必要となる資機材の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。

- (3) 大苗育苗ほの設置（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(3)の取組をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。
- ア. 改植等による果樹未収益期間を慣行の方法より短縮化すること、又は入手困難な新品種の苗を早急に確保すること等を目的として、購入した苗等を一定期間育苗するための育苗ほを設置するものとする。なお、育成する苗等は、優良品目・品種の果樹の苗等とし、今後の改植の計画等を勘案し適切な規模のものとする。
  - イ. 新品種の普及を早急に図るため、苗木が不足して入手しにくい苗木生産に必要な穂木の母樹を育成・維持する体制を整備するものとする。
  - ウ. 自然災害等により苗木の確保が緊急的に生じた場合であって、産地計画を達成するために必要な場合に苗木生産を行うものとする。
- (4) 省力技術活用等による生産技術体系構築（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(4)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
- ア. 果樹生産性向上モデルの確立は、果樹モデル地区協議会が農地中間管理機構果樹モデル地区として、中央果実協会の業務方法書別紙に定める要件、手続き等に従い行う実証等の取組とする。
  - イ. 新技術等の導入支援は、生産現場において普及率が低く、今後普及させることが望ましい技術の導入のための実証及び定着・標準化のための技術研修会・講習会、異分野とのマッチングに向けた取組を行うものとする。さらに、ICT機器等については、産地の技術革新に向け、当該機器を活用した新技術の実証を行う場合に導入するものとする。
  - ウ. 実証ほ等の規模は、当該技術の技術的・経営的検討を行うために必要な最小限の規模とする。
- (5) 販路開拓・ブランド化の推進強化（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(5)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
- ア. 販路開拓の推進強化は、今後振興すべき優良品目・品種を対象として、品質基準の設定等を通じた全国ブランドの構築を含め、ブランド化（他の地域、他の品種と差別化が図られて販売されることをいう。以下同じ。）の推進強化を図り、販路開拓を行うための調査、展示会等の活動を行うものとする。
  - イ. 販路開拓・ブランド化の推進強化は、産地計画に基づき、将来を見通した流通販売戦略を基本として行うものとする。
  - ウ. ブランド化の推進強化のために必要となる測定機器等の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。
- (6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(6)の取組をいう。以下同じ。）は、次によ

るものとする。

ア. 輸出用果実の生産・流通体系の実証は、輸出先国及び地域の残留農薬基準や検疫措置等の輸入条件に適合した果実を生産・流通するための実証試験の実施、モデル防除暦の作成、病害虫防除研修会の開催、輸出専用園地の設置、GAP・トレサビリティ手法の導入等を行うものとする。

イ. 実証ほの規模は、当該技術の検討を行うために必要な最小限の規模とする。

(7) 産地の構造改革・生産基盤強化等検討会（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(7)の取組をいう。以下同じ。）は、産地協議会が産地の実情を踏まえた産地計画の改定その他産地の課題解決のための検討会の開催、アンケートの実施、資料の作成等を行うものとする。

(関係機関等との調整)

第17条 推進事業を行う場合は、事業実施地区における他の類似の事業の計画に留意しつつ、事前に関係部署及び関係機関等と十分な調整を行うものとする。

(推進指導体制等)

第18条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

(1) 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(5)のイの都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、この法人は都道府県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

(2) 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(5)のウの産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

(3) 特に、定額の事業にあつては、正確な面積の把握に、定率事業にあつては、当該地域の実情に即した適正な事業内容、事業費となるよう関係者は配慮するものとする。

(4) 持続的生産要領第5の4に基づき、事業実施者及び支援対象者のうち農業生産活動を実施する者は、みどりのチェックシートを用いた自己点検を実施することとし、この法人はこれを適切に指導するものとする。

(対象果樹園の要件)

第19条 整備事業は、以下に掲げるすべての要件を満たす土地を対象として実施する

ものとする。

- (1) 原則として、農業振興地域内の農用区域及び生産緑地法第 3 条に基づく生産緑地地区において実施できるものとする。ただし、移動改植元の果樹園、放任園地発生防止対策を行う果樹園、自然災害により被害を受けた果樹園については、この限りではない。
- (2) 整備事業の実施年度まで過去 5 年間以上、通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度を有し、事業実施地域の生産出荷団体、普及指導センター等が定めた栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われ、更に結果樹園にあっては収穫の作業が行われている果樹園であること。ただし、農地中間管理機構が整備事業を実施する果樹園、産地協議会が必要と認める果樹園、新植を行う土地又は、移動改植先の土地にあってはこの限りではない。
- (3) 原則として、当該果樹園を農地以外のものにするを前提とした所有権の移転又は賃貸借等使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が、当該果樹園に係る生産者と第三者（地方公共団体を含む。）との間において整った果樹園でないこと。

（整備事業実施の要件）

第 20 条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (4) のアに掲げる要件。
- (2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（放任園地発生防止対策の取組を除く）。
  - ア. 担い手が栽培管理する果樹園又は果樹園として栽培管理することが確実な土地（特認植栽の改植先及び新植の場合に限る。）であること。
  - イ. 農地中間管理機構が保安全管理している土地であること。
  - ウ. 整備事業の実施後 1 年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のイの (ア) の⑤の「事業実施主体」として中央果実協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあっては実施後 2 年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。
- (3) 改植、新植、高接、放任園地発生防止対策及び土壌土層改良を実施する場合にあっては実績面積が 1 ヶ所当たり地続きでおおむね 2 アール以上であること。なお、改植、新植及び高接については地続きであれば 1 カ所として実施面積を判断することができる。ただし、自然災害又は通常の管理では防ぐことができない病害虫・生理障害による被害が発生による被害を受けた場合の改植にあっては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね 2 アール以上であること。
- (4) 改植のうち補植改植を実施する場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。

ア. 福島県の栽培指針等により、対象としようとする品種又は当該品種が属する品目について、補植改植の方法や通常の収穫をあげうるものであることが示されていること。

イ. 産地計画において補植改植の対象とする品種として記載されていること。

(5) 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備の整備、及び特認事業のうち園地管理軌道施設の整備、防霜設備・防風設備の整備を実施する場合には、受益面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね10アール以上であること。

(6) 放任園地発生防止対策を実施する場合には、産地計画において対策の対象とする果樹園の考え方を定め、その考え方に該当する果樹園について対策を実施すること。

(7) 土壌土層改良、傾斜の緩和を実施する場合には、それぞれ土壌土層の物理的な改良、面的な傾斜の緩和を主たる目的とし、原則として建設用重機を用いた土木工事であること。

(8) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。また、園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備及び園地管理軌道施設の整備を実施する場合には、イの要件を満たしていること。

ア. 本業務方法書により規定していない国の他の補助事業による整備が困難であること。

イ. 原則として支援対象者が果樹共済又は収入保険に加入していること。

ウ. 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

(推進事業実施の要件)

第21条 推進事業を実施する場合には、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 事業を実施する地域が持続的生産要領Ⅰの第1の1の(4)のアに掲げる要件を満たしていること。

(2) 事業の推進に必要な関係機関との協力体制が構築されていること。

2. 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(4)のイの要件において、推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは中央果実協会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること。

(整備事業の実施計画の手続き)

第22条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

(1) 整備事業を実施する支援対象者（以下「整備事業支援対象者」という。）は、持続

的生産要領Ⅰの第1の1の(6)により整備事業に係る果樹経営支援対策整備実施計画(以下「整備事業実施計画」という。)を作成し、定められた様式を準用して生産出荷団体に提出するものとする。

- (2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業実施計画が適切であると認められるときは、これをもとに定められた様式を準用して産地総括表を作成し、整備事業実施計画と併せて産地協議会に提出する。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から整備事業実施計画が提出されたときは、当該整備事業計画について、第31条により、定められた様式を準用して事前確認を行うものとする。
- (4) 産地協議会は、事前確認後、整備事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、第2号により提出された産地総括表を添付して、定められた様式を準用して整備事業実施計画をこの法人に提出する。
- (5) この法人は、産地協議会から提出された整備事業実施計画が適切と認められるときは、第2号の産地総括表をもとに都道府県総括表を作成し、あらかじめ知事との協議を了した上で、中央果実協会と協議するものとする。また、この場合において、中央果実協会特認事業、中央果実協会特認団体がある場合は、これにかかる事業計画を併せて提出し、その承認を受けるものとする。なお、特に事業実施主体が認める場合は、第29条の(3)の交付申請と併せてこの法人に事業実施計画の協議が実施できるものとし、この場合、提出された事業実施計画は、第26条(4)の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。
- (6) この法人は、中央果実協会から承認の通知があったときは、整備事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して第2号の生産出荷団体に通知するものとする。なお、前号なお書きによる協議が実施された場合は、第26条の(4)の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。
- (7) 生産出荷団体は、前号の通知があったときは、速やかに第1号の整備事業支援対象者に通知するものとする。
- (8) 第1号において、整備事業支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合(農地中間管理機構を含む。)は、産地協議会に整備事業実施計画を提出するものとし、第3号から前号に準じて手続きを行うものとする。この場合、産地協議会が第2号の産地総括表を作成するものとする。
- (9) 第5号の知事との協議は、知事への整備事業実施計画の審査事務の依頼をもって代えることができるものとする。
- (10) 整備事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第1号から前号に準じて定められた様式を準用して計画の変更を行うものとする。ただし、ウの場合には、第5号から第7号までのうちこの法人と中央果実協会及び知事との協議に係る手続きは必要としないものとする。

- ア. 都道府県総括表の事業費の総額又は補助金の総額の 30%以上の増加。
- イ. 都道府県総括表の整備事業に掲げる事業メニューの中止
- ウ. ア及びイの場合以外における、対象者の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の 30%以上の増加

(推進事業の実施計画の手続き)

第 23 条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 推進事業の支援対象者(以下「推進事業支援対象者」という。)は、持続的生産要領Ⅰの第 1 の(6)により推進事業に係る果樹経営支援対策推進実施計画(以下「推進事業実施計画」という。)を別紙様式により作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により提出された推進事業実施計画が、産地計画に照らして適切であると認められるときは、別紙様式によりこの法人に提出するものとする。
- (3) この法人による承認等の手続きは、前条第 5 号、第 6 号及び第 9 号に準じて行うものとする。
- (4) この法人は、前条第 6 号に準じて推進事業実施計画を承認した後、速やかに産地協議会を経由して第 1 号の推進事業支援対象者に通知するものとする。
- (5) 第 1 号において、推進事業支援対象者の管轄区域が都道府県全域などの場合においては、産地協議会を経由しないでこの法人に提出することができるものとする。
- (6) 推進事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第 1 号から前号に準じて計画の変更を行うものとする。
  - ア. 事業費の総額又は補助金の総額の 30%以上の増加
  - イ. 推進事業に掲げる事業メニューの中止

(中央果実協会特認事業及び同特認団体の精査)

第 24 条 第 22 条又は第 23 条において、この法人が、中央果実協会特認事業、中央果実協会特認団体を中央果実協会に承認申請する場合にあっては、真に産地構造改革に必要なものであるか等について精査するものとする。

(事業計画提出時の産地計画の添付)

第 25 条 第 22 条又は第 23 条において、産地協議会がこの法人に整備事業実施計画又は推進事業実施計画を提出する際には、産地計画を添付するものとする。ただし、すでに産地計画を提出していて、その後改正がない場合にあっては、産地計画の作成年月日、目標年度及び産地協議会名が分かる資料を添付することをもって代えることができる。

(補助金の交付の申請)

第 26 条 持続的生産要領Ⅰの第 1 の 1 の (7) のアの (ア) 及び (イ) の補助金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を定められた様式を準用してこの法人に提出するものとする。この場合、補助金の交付を受けようとする支援対象者が生産出荷団体に所属している場合は、生産出荷団体を經由して提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、前号により支援対象者から交付申請書の提出があったときは、その内容を確認の上、これを取りまとめて、この法人に提出するものとする。
- (3) この法人は、前号により生産出荷団体から交付申請書の提出があったときは、交付申請書の内容が整備事業実施計画、推進事業実施計画等に照らして適正と認められることを確認の上、交付申請書を作成して中央果実協会に提出するものとする。
- (4) この法人は、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、生産出荷団体を經由し、又は直接補助金の交付を受けようとする支援対象者に通知するものとする。
- (5) 第 1 号から前号までの規定は、交付申請を変更する場合に準用する。

(補助金交付決定と事業の実施)

第 27 条 本事業を実施する支援対象者は、原則として、前条第 4 号の補助金交付決定に基づき、事業を実施するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、やむを得ない事情による場合は、あらかじめ、この法人を經由して中央基金協会にその理由を明記した交付決定前着工届を提出して、交付決定前に着工することができるものとする。

2. 前項ただし書きの場合において、本事業を実施する支援対象者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(整備事業の施行)

第 28 条 支援対象者は整備事業を実施するときは、当該事業の内容を明確にした上で、原則として 3 者以上の入札、又は見積もりを行い、施行業者選定の経緯を明確にして行うものとする。なお、直営施行は可能とする。

(整備事業の実績報告及び補助金の交付)

第 29 条 整備事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 整備事業支援対象者は、事業を完了（農地中間管理機構が行う改植においては、伐採・抜根等を完了した場合を含む。）したときは、定められた様式を準用して果樹経営支援対策整備事業実績報告書（以下「整備事業報告書」という。）を作成し、生

産出荷団体に提出するものとする。

- (2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業報告書が適切であると認められるときは、これをもとに産地総括表を作成し、果樹経営支援対策事業実績報告兼支払請求書（以下「実績報告兼支払請求書」という。）に添付して定められた様式を準用して産地協議会に提出するものとする。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から実績報告兼支払請求書が提出されたときは、当該実績報告兼支払請求書について、第 32 条に定めるところにより、定められた様式を準用して事後確認するものとする。
- (4) 産地協議会は、事後確認後、実績報告兼支払請求書が適切であると認められるときは、第 2 号により提出された産地総括表とともにこの法人に提出するものとする。
- (5) この法人は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行うとともに、都道府県総括表を作成し、実績報告兼支払請求書に添付して速やかに中央果実協会に提出するものとする。
- (6) この法人は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を決定し、生産出荷団体を經由して、又は直接整備事業支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、生産出荷団体を經由して、又は直接速やかに整備事業支援対象者に補助金を交付するものとする。
- (7) 第 1 号において、整備事業支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合（農地中間管理機構を含む。）は、産地協議会に実績報告兼支払請求書を提出するものとし、第 3 号から前号に準じて手続きを行うものとする。この場合、産地協議会が第 2 号の産地総括表を作成するものとする。
- (8) この法人は、第 5 号で作成した都道府県総括表により整備事業の実績報告を知事に行うものとする。

（推進事業の実績報告及び補助金の交付）

第 30 条 推進事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 推進事業支援対象者は、事業を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、定められた様式を準用して産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により提出された実績報告兼支払請求書が適切であると認められるときは、この法人に提出するものとする。
- (3) この法人は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。
- (4) この法人は、中央果実協会から補助金の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、推進事業支援対象者に補助金を交付するものとする。
- (5) 第 1 号において、推進事業支援対象者が都道府県全域を管轄区域とするなどの場合においては、産地協議会を經由しないでこの法人に提出することができるものと

する。

(6) この法人は、推進事業の実績報告を知事に行うものとする。

(産地協議会による事前確認)

第 31 条 第 22 条第 3 号の産地協議会による事前確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業の実施を希望する者が持続的生産要領Ⅰの 1 の第 1 の (3) のイの (ア) の支援対象者の要件を満たしていること。なお、支援対象者における担い手の確認に当たっては、第 13 条の規定に留意するものとする。
- (2) 第 19 条の対象果樹園の要件及び第 20 条の整備事業実施の要件をすべて満たしていること。
- (3) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

(産地協議会による事後確認)

第 32 条 第 29 条第 3 号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業実施計画に掲げる果樹園において整備事業が適正に実施されたこと。
- (2) 定額（持続的生産要領Ⅰの第 1 の 1 の (3) のアの表の補助率の欄の定額の取組をいう。以下同じ。）により補助するものにあつては、改植、新植又は放任園地発生防止対策が実施された面積、定率（持続的生産要領Ⅰの第 1 の 1 の (3) のアの表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。）により補助するものにあつては、実施された整備事業の事業量を確認する。
- (3) 第 20 条第 2 号のウにより、整備事業の実施後又は整備事業の実施に併せて果樹園を担い手に集積する場合においては、集積予定年月に集積がなされていること。
- (4) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

(4 年後及び 8 年後の産地協議会による確認)

第 33 条 産地協議会は、整備事業の実施後 4 年間（補植改植にあつては植栽後 4 年間）に少なくとも 1 回及び第 107 条の規定に留意して整備事業実施から 8 年後（補植改植にあつては植栽後 8 年後）に 1 回、前条第 3 号に係る確認を行うとともに、第 15 条第 1 号により実施された内容、改植、新植及び高接による転換の態様が維持されていることを確認し、この法人に報告するものとする。

2. 前項の確認にあつては、事業実施の内容、転換等の態様が維持されているかについて整備事業報告書との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を、4 年後確認については 8 年後確認まで、8 年後確認については確認後 5 年間保管するものとする。

(確認を行う産地協議会)

第 34 条 第 31 条から前条までの確認は、当該果樹園に係る整備事業支援対象者の所属する産地協議会（整備事業支援対象者が農地中間管理機構である場合にあっては、原則として、整備事業実施計画に掲げる果樹園の所在地を管轄する産地協議会）が行うものとする。ただし、出作地（整備事業実施者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に所在する対象果樹園）等、当該果樹園が遠隔地に所在し、当該産地協議会による確認が困難な場合においては、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会（産地協議会が設立されていない産地にあっては、市町村又は生産出荷団体。以下次項において同じ。）に、当該整備事業支援対象者の整備事業実施計画の写しを添付して確認を依頼することができるものとする。

2. 前項ただし書きにより、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会が確認を行う場合は、確認を実施した結果について整備事業支援対象者の住所地を管轄する産地協議会に回答するものとし、確認の内容等については、第 31 条から前条に準じるものとする。

(補助金交付果樹園)

第 35 条 補助金の交付を受けることができる果樹園は、第 32 条により事業が適正に実施されたことについて確認を受けた対象果樹園とする。

(補助金の額)

第 36 条 持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の定額により補助する場合における支援対象の補助金の額は、原則として、第 32 条第 2 号により確認された果樹園の面積 (㎡単位とし、㎡未満は切り捨てる。) ごとに、同表に定めた助成単価を乗じて得た額とする。

2. 補助率が定率の場合にあっては、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地価格により事業費を算定するものとする。

(補助金交付事務の委任)

第 37 条 支援対象者は、第 26 条、第 29 条及び第 30 条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(自然災害対応営農支援事業)

第 38 条 持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のエの自然災害による営農活動継続の支障に対し支援する事業は、農産局長が別に定める交付の対象となる自然災害、支援の対象となる取組、支援対象者及び補助率等により支援のための経費の一部を補助する事業とする。

(推進事務費)

第 39 条 推進事務費(持続的生産要領Ⅰの第 1 の 1 の(3)のオの推進事務費をいう。以下同じ。)の使途の基準等については、中央果実協会が実施細則で定めるものとし、交付対象者はこの法人及び産地協議会のほか、実施細則で定めるものとする。

2. 推進事務費に係る補助金の交付等に係る手続きは、次によるものとする。

(1) この法人の推進事務費

ア. この法人は、推進事務費に係る実施計画(以下、「推進計画」という。)を中央果実協会に提出し、その承認を受けるものとする。

イ. この法人は、中央果実協会から承認の通知を受けたときは、推進事務費に係る補助金交付申請書(以下、「推進事務費交付申請書」という。)を中央果実協会に提出するものとする。

ウ. この法人は、推進事務を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、中央果実協会に提出するものとする。

(2) 産地協議会の推進事務費

ア. 推進事務費に係る補助金の交付を受けようとする産地協議会は、推進計画をこの法人に提出するものとする。

イ. この法人は、前号により産地協議会から提出された推進計画が適切と認められるときは、中央果実協会と協議した上で推進計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会に通知するものとする。

ウ. 産地協議会は、前号の通知を受けたときは、推進事務費交付申請書をこの法人に提出するものとする。

エ. この法人は、前号により推進事務費交付申請書の提出があったときは、その内容が推進計画に照らして適正と認められることを確認の上、業務区域内における産地協議会の推進事務費交付申請書を取りまとめて、中央果実協会に提出するものとする。

オ. この法人は、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、産地協議会に通知するものとする。

カ. 産地協議会は、推進事務を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、この法人に提出するものとする。

キ. この法人は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、業務区域内における産地協議会の実績報告兼支払請求書を取りまとめて、速やかに中央果実協会に提出するものとする。

ク. この法人は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額を確定し、産地協議会に補助金を交付するものとする。

(本対策の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第 40 条 この法人は、産地協議会の事業計画ごとに、持続的生産要領Ⅰの第 1 の 1 の (9) のアの規定により政策の重要度に応じて中央果実協会が定める政策の重要度の指標に係るポイントについて審査するものとする。

2. 産地協議会は、中央果実協会の別紙様式により、第 1 項に掲げるポイントに係るデータを作成し、第 22 条第 4 号において、この法人に整備事業実施計画を提出する際に添付するものとする。また、この法人は、同条第 5 号のこの法人から知事及び中央果実協会への協議の際に、当該データを整備事業実施計画に添付するものとする。

3. この法人は、省力樹形の導入を加速する観点から実施細則に定める省力樹形への改植・新植を内容とする整備事業実施計画及び農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から農地中間管理機構等が支援対象者となっている整備事業実施計画に優先的に配分するものとする。

(果樹収穫共済及び収入保険等への加入等による果樹経営の安定化)

第 41 条 事業実施者が本事業を実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等にかんがみ、果樹収穫共済及び収入保険、その他の農業関係の保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。

(整備事業実施果樹園の継続的・安定的利用)

第 42 条 整備事業に係る生産出荷団体は、将来にわたって継続的・安定的に産地内の生産基盤の維持を図る観点から、この事業を実施した果樹園に係る台帳を整備し、当該果樹園の産地内での利活用を図るよう努めるものとする。

(関係様式)

第 43 条 本事業の手続きに係る様式その他必要な様式は、別記様式に定めるものとする。

### 第 3 節 果樹未収益期間支援事業

(事業の内容等)

第 44 条 果樹未収益期間支援事業(以下第 3 節において「本事業」という。)は、産地の生産基盤を強化するため、支援対象者(持続的生産要領Ⅰの第 1 の 2 の (1) のアからオまでに定められた支援対象者をいう。以下同じ。)に対し、第 2 節の果樹経営支援対策事業又は持続的生産要領Ⅰの第 1 の 2 の (1) のエ又はオの取組により改植(補植改植を除く。)は新植(以下第 3 節において「改植等」という。)が実施された後、持続的生産要領Ⅰの第 1 の 2 の (2) の果樹未収益期間に要する経費の一部を補助す

る事業とする。

2. 前項の事業の実施者は、この法人とする。

(支援の対象となる取組)

第 45 条 持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (1) のアの取組を実施した者のうち果樹未収益期間支援事業の対象となる取組は、果樹経営支援対策事業による改植等（実施細則で定める果樹への改植等に限る。）であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね 2 アール以上であることとする。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

(支援対象者の承認等)

第 46 条 本事業の支援を受けようとする者（持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (1) のエ又はオの支援対象者を除く。以下、第 47 条及び第 48 条において同じ。）は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (1) のウの支援対象者の場合を除き、第 22 条の手続きと一体的に行うものとする。なお、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (1) のウの支援対象者の場合にあつては、農地中間管理機構を通じて行うものとする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、改植等を行う者が本手続きを第 22 条の手続きと取りまとめて行うものとする。

(補助金の交付の申請)

第 47 条 持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (7) の補助金交付の申請の手続きは、第 26 条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (1) のウの支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第 46 条に準じて行うものとする。

(支援対象者の確定報告及び補助金の交付)

第 48 条 支援対象者の確定報告及び補助金の交付の手続きは、第 29 条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (1) のウの支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第 46 条に準じて行うものとし、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証す書面を提出するものとする。

(補助金の額)

第 49 条 支援対象者ごとの補助金の額は、第 45 条の改植等の園地ごとの面積に、持続的生産要領Ⅰの第 1 の 2 の (3) に定める補助率 (定額) を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。ただし、中央果実協会の実施細則に定めるにあっては、この限りでない。

(補助金交付事務の委任)

第 50 条 支援対象者は、第 47 条及び第 48 条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(東日本大震災関連に係る改植に係る手続き)

第 51 条 持続的生産要領Ⅰの第 1 の 2 の 2 (1) のエ又はオの取組により改植されたこの事業の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、果樹未収益期間支援事業対象者申告書 (以下「申告書」という。) を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、支援対象者から提出された申告書が適切であると認められるときは、これをもとに産地総括表を作成し、申告書及び福島県営農再開支援事業実施要綱 (平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2875 号農林水産事務次官依命通知) 第 7 の 2 又は原子力被災 12 市町村農業者支援事業実施要綱 (平成 28 年 10 月 11 日付け 28 文第 152 号農林水産事務次官依命通知) 第 7 の事業実施状況報告等の写しと併せて、果樹未収益期間支援事業対象者協議書兼補助金交付申請書兼補助金支払請求書 (以下「未収益対象者協議兼交付申請兼支払請求書」という。) に添付して産地協議会に提出するものとする。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から提出された未収益対象者協議兼交付申請兼支払請求書が適切であると認められるときは、この法人に提出するものとする。
- (4) (1) において、支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会に申告書を提出するものとし、この場合、産地協議会が (2) の産地総括表を作成するものとする。
- (5) この法人は、(3) により産地協議会から未収益対象者協議兼交付申請兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行うとともに、都道府県総括表を作成し、速やかに中央果実協会に提出するものとする。
- (6) この法人は、中央果実協会から果樹未収益期間対策事業対象者の確認及び補助金の額の確定について通知を受けたときは、果樹未収益期間対策事業対象者として承認するとともに、速やかに補助金の額を確定し、産地協議会及び生産出荷団体、又は産地協議会を経由して、支援対象者に通知するものとする。また、中央果実協会から

補助金の交付があった場合は、生産出荷団体を経由して、又は直接、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

(7) この法人は、(5) で作成した都道府県総括表により、実績報告を知事に行うものとする。

(関係様式)

第52条 本事業の手続きに係る様式その他必要な様式は、別記様式に定めるものとする。

#### 第4節 未来型果樹農業等推進条件整備事業

(事業の内容及び実施者)

第53条 未来型果樹農業等推進条件整備事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 新産地育成型及び既存産地改良型

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、持続的生産要領Ⅰの第1の3の(1)の実施により、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形(園地内の作業道を確認し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。)のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を総合的に補助する事業とする。

(2) 担い手育成型

持続的生産要領Ⅰの第1の3の(2)の実施により、果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向けた、産地の新規就農者等受入体制の整備として、研修又はリース・譲渡向けの園地の整備等に要する経費を支援する事業とする。

2. 前項の事業の実施者は、この法人とする。

(中央果実協会が特認する支援対象者)

第54条 持続的生産要領Ⅰの第1の3の(1)のウの(カ)及び(2)のウの(サ)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める者をいうものとする。

(補助対象となる取組等)

第55条 本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、新産地育成型及び既存産地改良型にあつては持続的生産要領Ⅰの第1の3の(1)のエの表に、担い手型にあつては持続的生産要領Ⅰの第1の3の(2)のエの表にそれぞれ示されているとおりとする。

(事業実施計画の承認等)

第56条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、持続的生産要領Ⅰの第1の3の(1)新産地育成型及び既存

産地改良型並びに(2) 担い手型の未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画(以下、本節において「事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出する。

- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち優良品目・品種への転換等及び小規模園地整備に関する取組について、第59条に定めるところにより事前確認を行うものとする。加えて、担い手育成型の場合は、産地協議会は、産地における担い手確保の方策について支援対象者や関係機関と検討し、持続的生産要領Ⅰの第1の3の(2)のオ(ア)で定める内容を産地計画に位置付ける又は事業の実績報告までに確実に位置付けるものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を第57条の(2)の交付申請と併せてこの法人に提出する。
- (4) この法人は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、第57条の(2)の交付申請と併せて、中央果実協会に協議するものとする。なお、担い手育成型の場合は、第57条の(2)の交付申請及び採択基準チェックリスト(中央果実協会の業務方法書別紙2)と併せて、中央果実協会に協議するものとする。
- (5) この法人は、中央果実協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第57条の(2)の交付決定の通知と合わせ、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第57条 本事業の補助金交付の申請手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 補助金交付の申請は、当該年度に事業を実施する取組ごとに行うものとする。
- (2) この法人は、持続的生産要領Ⅰの第1の3の(12)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第58条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、取組をそれぞれ又はまとめて実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第59条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、この法人に提出するものとする。
- (3) この法人は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。
- (4) この法人は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があ

ったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

(産地協議会による事前確認及び事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

第59条 第56条第2号の事前確認及び第58条第2号の事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 果樹経営支援対策事業の整備事業に係る事前確認は、持続的生産要領Ⅰの第1の3の(1)のウ、エ及びオ又は(2)のウ、エ及びオの要件及び第19条及び第20条の要件をすべて満たしていることを確認する。
- (2) 果樹経営支援対策事業の整備事業と同じメニューの支援対象に係る事後確認は、第32条に準じて行う。
- (3) 「大苗の育成」に係る事後確認は、育苗ほが設置された時点以降に行い、実施計画での大苗を用いて改植・新植する面積に十分な面積が確保されていること及び大苗を育成する条件が整っていることを確認する。
- (4) 「代替農地での営農」に係る事後確認は、代替農地での営農が開始された時点以降に行い、計画された面積が確保されていること及び適正に営農が行われていることを確認する。
- (5) 「省力技術研修」に係る事後確認は、研修が実施された以降に行い、出席表、研修資料等により目的とする研修に参加したこと及び経費を確認する。
- (6) 4年後及び8年後の確認は、第36条に準じて行う。

(事業実施状況の報告等)

第60条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までにこの法人に報告するものとする。ただし、担い手育成型の場合、支援対象者は、この法人への事業実施状況の報告に先立ち、産地協議会にその内容を協議するものとする。

2. この法人は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央果実協会に提出するものとする。

(事業の評価)

第61条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までにこの法人に報告するものとする。ただし、担い手育成型の場合、支援対象者は、この法人への自己評価結果の報告に先立ち、産地協議会にその内容を協議するものとする。

2. この法人は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央果実協会に提出するものとする。

(補助金交付事務の委任)

第62条 支援対象者は、第57条及び第58条に関する事務を、生産出荷団体に委任

することができるものとする。

## 第5節 新品目・新品種導入実証等事業

(事業の内容)

第63条 新品目・新品種導入実証等事業は、近年需要が高まっている国産の醸造用ぶどう等の新たなニーズや、温暖化の影響による栽培適地の変化等に対応するための取組を行う事業とする。

2. 前項の事業の実施者は、この法人とする。

(中央果実協会が特認する支援対象団体)

第64条 持続的生産要領Ⅰの第2の3の(3)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める団体をいうものとする。

(補助対象となる取組等)

第65条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅰの第2の4に示されているとおりとする。

2. 補助率は、定額とする。ただし、1地区の補助金額の上限は1千万円とする。

(事業実施計画の承認)

第66条 支援対象者は、持続的生産要領Ⅰの第2の7の(1)の新品目・新品種導入実証等事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅰの第2の10の(1)の交付申請と併せてこの法人に提出する。

2. この法人は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ福島県知事と協議した上で、第67条の交付申請と併せて、中央果実協会に協議するものとする。

3. この法人は、中央果実協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第67条の交付決定の通知と合わせ、速やかに取組主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第67条 この法人は、持続的生産要領Ⅰの第2の2の(11)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速

やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第68条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、この法人に提出するものとする。
- (2) この法人は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。
- (3) この法人は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

## 第6節 優良苗木生産推進事業

(事業の内容)

第69条 優良苗木生産推進事業は、省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要となる育苗ほの設置等を行う事業とする。

2. 前項の事業の実施者は、この法人とする。
3. 前項の事業の支援対象者は、持続的生産要領Ⅲの第1の3に定められた要件を満たす苗木生産コンソーシアムとする。

(補助対象となる取組等)

第70条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅱの第1の4に示されているとおりとする。

2. 補助率は、定額又は1/2以内とする。

(事業実施計画の承認)

第71条 苗木生産コンソーシアムは、持続的生産要領Ⅱの第1の8の(1)の優良苗木生産推進事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第1の11の(1)の交付申請と併せて、この法人に提出する。

2. この法人は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ福島県知事と協議した上で、第72条の交付申請と併せて、中央果実協会に協議するものとする。
3. この法人は、中央果実協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第72条の交付決定の通知と合わせ、速やかに苗木生

産コンソーシアムに通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第72条 この法人は、持続的生産要領Ⅱの第1の12の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第73条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 苗木生産コンソーシアムは、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、この法人に提出するものとする。
- (2) この法人は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。
- (3) この法人は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、苗木生産コンソーシアムに通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに苗木生産コンソーシアムに補助金を交付するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第74条 苗木生産コンソーシアムは、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までにこの法人に報告するものとする。

2. この法人は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央果実協会に提出するものとする。

(事業の評価)

第75条 苗木生産コンソーシアムは、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までにこの法人に報告するものとする。

2. この法人は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央果実協会に提出するものとする。

## 第7節 花粉専用園地育成推進事業

(事業の内容)

第76条 花粉専用園地育成推進事業は、海外からの輸入花粉に依存している品目について、海外での病害の発生等による花粉不足のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、花粉専用樹の新植・改植や機械のリース導入等を行う事業とする。

2. 前項の事業の実施者は、この法人とする。

(中央果実協会が特認する支援対象者)

第77条 持続的生産要領Ⅱの第3の3の(4)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める者をいうものとする。

(補助対象となる取組等)

第78条 補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、持続的生産要領Ⅱの第3の4に示されているとおりとする。

2. 改植・新植及び小規模園地整備を行う果樹園の要件は、第19条の整備事業の対象果樹園の要件を満たすものとする。また、事業実施の要件は、第20条の整備事業の実施の要件を満たすものとする。ただし、第20条第3号の実施面積及び5号の受益面積の要件は適用しない。

(事業実施計画の承認等)

第79条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第3の5の花粉専用園地育成推進事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第3の9の(1)の交付申請と併せて産地協議会に提出する。
- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第82条に定めるところにより事前確認を行うものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切で認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を第80条の交付申請と併せてこの法人に提出する。
- (4) この法人は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ福島県知事と協議した上で、中央果実協会に協議するものとする。
- (5) この法人は、中央果実協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を

承認することとし、承認後、第80条の交付決定の通知と合わせ、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第80条 この法人は、持続的生産要領Ⅱの第3の9の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第81条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第89条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、この法人に提出するものとする。
- (3) この法人は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。
- (4) この法人は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

第82条 第86条第2号の事前確認及び第88条第2号の事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 小規模園地整備及び改植・新植に係る事前確認は、第31条に準じて行う。
- (2) 小規模園地整備及び改植・新植に係る事後確認は、第32条に準じて行う。

(事業実施状況の報告等)

第83条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までにこの法人に報告するものとする。

2. この法人は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央果実協会に提出するものとする。

。

(事業の評価)

第84条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までにこの法人に報告するものとする。

2. この法人は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央果実協会に提出するものとする。

(補助金交付事務の委任)

第85条 支援対象者は、第87条及び第88条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

## 第8節 果汁特別調整保管等対策事業

(事業の内容等)

第86条 果汁特別調整保管等対策事業は、災害等により傷果等生食用に適さない果実（以下、本節において「対象果実」という。）が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄に係る取組を行う事業とする。ただし、産地廃棄に係る取組については、果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第5条に基づくうんしゅうみかん（以下、本節において「特定果実」という。）のみを対象としたものに限る。

2. 前項の果実製品の調整保管に係る取組の事業実施者は、対象果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行する能力を有すると農産局長が認めた果実加工業者とする。また、果実の産地廃棄に係る取組の事業実施者は、特定果実の出荷事業者であって、計画的な生産を的確に実施している者とする。

## 第9節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

(事業の内容等)

第87条 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業は、台風、降雹等自然災害により被害を受けた果実が大量発生した場合に、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通又は被害果実及び果実製品の利用促進を行う事業とする。

2. 前項の事業の実施者は、当該果実を生産又は加工する生産出荷団体、果実加工業者その他農産局長が適当と認めた団体とする。

(補助金の交付及び額等)

第88条 この法人は、持続的生産要領Ⅳの第2の2の(3)のウの補助金の交付の申請

と第5条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、事業実施者に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

2. 前項の補助金の補助率は、農産局長が定めるとおりとする。

3. この法人は、持続的生産要領Ⅳの第2の2の（3）により、事業実績報告書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払いを行うものとする。

## 第10節 果実加工需要等対応産地強化事業

### 第1款 国産果実競争力強化事業

（事業の内容等）

第89条 国産果実競争力強化事業は、次に掲げる事業とする。

（1）国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進、国産果実の供給が脆弱な春期に出荷が可能な技術の導入等を推進する取組

（2）果実加工品等の全国段階での需要拡大の取組

2. 前項の事業の実施者は、この法人及び生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他農産局長が適当と認めたとする。ただし、前項の（2）の取組については、中央果実協会に限る。

（補助金の交付及び額等）

第90条 この法人は、持続的生産要領Ⅲの第1の2の（4）のア及びイの補助金の交付の申請と第26条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、事業実施者に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

2. 前項の補助金の補助率は、持続的生産要領Ⅲの第1の2の（4）のエ及び中央果実協会が実施細則で定めるとおりとする。

3. この法人は、要綱Ⅲの第1の2の（5）のアにより、事業実績報告書兼補助金支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

## 第2款 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

(事業の内容等)

第91条 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業は、慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するために契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工専用園地における有機栽培への転換加工原料用果実の選別及び出荷体制の構築並びに加工専用産地を育成するための産地における加工・業務用果実の安定供給に向けた作柄安定技術や省力化技術の実証に要する経費を交付する事業とする。

2. 前項の事業の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と契約取引等による計画的な取引を行う卸売業者、果実加工業者、外食・中食業者及び生産者、生産出荷団体、果実加工業者等で構成する協議会とする。

(補助金の交付及び額等)

第92条 この法人は、持続的生産要領Ⅲの第1の3の(6)のアの(ア)の補助金の交付の申請と第26条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、事業実施者に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

2. 前項の補助金の補助率は、持続的生産要領Ⅲの第1の3の(6)のイの表の補助率の欄の指定法人が農産局長と協議して定める額については、中央果実協会が実施細則に定めるものとする。

3. この法人は、持続的生産要領Ⅲの第1の3の(7)のAにより、事業実績報告書兼補助金支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

## 第11節 果実輸送技術実証支援事業

(事業の内容等)

第93条 果実輸送技術実証支援事業は、以下に掲げる事業とする。

### (1) 果実輸出効率化支援事業

国産果実を船便等により低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、リーファーコンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体制の構築に係る検討及び実証を行う事業とする。

### (2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

国産果実を船便等により低コストで品質を維持しながら海外の消費者に供給

するために、長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等による長時間輸送時の品質劣化防止技術等の開発に係る検討及び実証を行う事業とする。

2. 前項の事業の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と連携して取り組む物流事業者、輸出事業者、資機材製造業者等及び生産者、生産出荷団体、物流事業者、資機材製造業者等で構成する協議会とするものとする。なお、輸出事業計画の承認を受けたものについては優先採択を行う。

(補助金の交付及び額等)

第94条 この法人は、持続的生産要領Ⅲの第2の4の(1)のアの補助金の交付の申請と第26条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、事業実施者に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

2. 前項の補助金の補助率は、持続的生産要領Ⅲの第2の4の(2)の表の補助率の欄に定める補助率とする。

3. この法人は、持続的生産要領Ⅲの第2の4の(1)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

## 第12節 国産花粉緊急確保実証事業

(事業の内容等)

第95条 国産花粉緊急確保実証事業は、果樹緊急総合対策支援事業として農産局長が別に定めるところにより、翌年度の開花期に必要な人工受粉用のなし及びりんご花粉を緊急的に確保するため、支援対象者が実施する、産地が一体となった花粉確保のための体制構築の取組及び剪定枝等を活用した花粉採取技術の実証等に要する経費を補助する事業とする。

2. 本事業の事業実施者、支援対象者、補助対象となる取組、補助対象経費、補助率、成果目標及び推進指導体制は、農産局長が別に定めるところによるものとする。

(事業実施計画の手続き)

第96条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、農産局長が別に定めるところにより行うものとする。

(補助金の交付申請)

第97条 本事業の補助金交付の申請手続きは、農産局長が別に定めるところにより行

うものとする。

2. この法人は、中央果実協会から、補助金の交付決定通知と併せて事業実施計画を承認する旨通知がなされた場合、支援対象者に対して速やかに通知するものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第98条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、この法人に提出するものとする。
- (2) この法人は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。
- (3) この法人は、中央果実協会から、補助金の額の確定と支払に関する通知がなされた場合、速やかに支援対象者に対して補助金を交付するものとする。

(事業の実施状況報告、評価及び収益納付)

第99条 上記の他、本事業を行うために必要な手続きは、農産局長が別に定めるところによるものとする。

### 第13節 果樹先導的取組支援事業

(事業の内容)

第100条 果樹先導的取組支援事業は、先導果樹支援要綱に基づき、労働生産性の向上が見込まれる取組に対し支援する事業とする。

(補助対象となる取組)

第101条 補助対象となる取組は、以下の通りとする。

- (1) 第15条の(1)で定める省力樹形や優良品目・品種への転換等(改植・新植と一体として行う果樹棚の整備を含む。)及び本事業による改植・新植に伴い発生する未収益期間における栽培管理
  - (2) 第15条の(2)で定める小規模園地整備
  - (3) 第15条の(4)で定める用水・かん水設備の整備
  - (4) 第15条の(5)で定める園地管理軌道施設、防霜設備及び防風設備
  - (5) 改植・新植と一体として行う病害の低減に資する雨よけ設備の整備
  - (6) 社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証
2. 補助金の補助率は、支援対象者が行う取組の必要な経費の1/2以内とする。ただし、改植・新植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に必要な経費については定

額（22万円／10a）とする。

3. 果樹先導的取組支援事業の未収益期間の栽培管理支援の対象となる取組については、第45条を準用する。

（中央果実協会が特認する支援対象者）

第102条 先導果樹支援要綱第2の4の（5）の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、先導果樹支援要綱第2の1の（1）、（2）及び（3）の取組については第14条第1項で中央果実協会が認める者とし、先導果樹支援要綱第2の1の（4）の取組については第14条第2項で中央果実協会が認める者とする。

（事業実施計画の手続き）

第103条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- （1）支援対象者は、先導果樹支援要綱第3の2の先導的果樹経営支援事業実施計画（以下、本節において「先導果樹実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。
- （2）産地協議会は、前号により支援対象者から先導果樹実施計画が提出されたときは、当該計画について、第94条の16に定めるところにより事前確認を行うものとする。
- （3）産地協議会は、事前確認後、先導果樹実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、当該計画をこの法人に提出する。
- （4）この法人は、先導果樹実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ福島県知事及び中央果実協会に協議するものとする。
- （5）この法人は、中央果実協会から承認の通知があったときは、先導果樹実施計画を承認することとし、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第104条 本事業の補助金交付の申請手続きは、第26条に準じて行うものとする。

（事業の実績報告及び補助金の交付）

第105条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- （1）支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- （2）産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第94条の16に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、この法人に提出するものとする。

- (3) この法人は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。
- (4) この法人は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。
- (5) 先導果樹支援要綱第2の4の(3)の支援対象者の場合及び同一の園地において改植等を行う者と異なる者が未収益期間の栽培管理支援を受けようとする場合にあっては、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証す書面を提出するものとする。

(産地協議会による事前確認、事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

第106条 第94条の13の(2)の事前確認及び第94条の15の(2)の事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 事前確認は、第31条に準じて行う。
- (2) 事後確認は、第32条に準じて行う。
- (3) 4年後及び8年後の確認は、第33条に準じて行う。また、4年後の確認と併せて、先導果樹支援要綱第2の5の(3)の要件が満たされていることを確認する。ただし、先導果樹支援要綱第2の1の(3)の取組については事業実施の翌年度までに確認すること。

(補助金交付事務の委任)

第107条 支援対象者は、第94条の14及び第94条の15に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(大規模実証の取組に係る実施体制)

第108条 第94条の11の(6)の取組の実施にあたっては、福島県や生産出荷団体等により組織する協議会等により、試験区の設定、事業の評価、検証を行うこととし、その内容をこの法人に報告するものとする。

2. 先導果樹支援要綱第2の3の(3)において生産出荷団体その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となる場合は、中央果実協会は、あらかじめ農林水産省と協議するものとする。この場合、前項の報告は、事業実施者から中央果実協会に直接行うものとする。

## 第13節 花粉供給緊急対策事業

(事業の内容等)

第109条 花粉供給緊急対策事業は、果樹強靱化対策要領に基づき、国産花粉を確保するための以下の取組に対して支援する事業とする。

(1) 花粉の安定生産に向けた産地の取組

(2) 花粉の全国流通等に向けた取組のうち花粉節約技術の実証

2. 本事業の事業実施者、支援対象者、補助対象となる取組、補助対象経費、補助率、成果目標及び推進指導体制は、果樹強韌化対策要領に定めるところによるものとする。

(事業実施計画の手続き)

第 110 条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、果樹強韌化対策要領の第 8 の 1 の (2) に定めるところにより行うものとする。なお、支対象者は、事業実施計画の提出と併せて取組状況確認シート(中央果協会業務方法書別紙 3)をこの法人に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第 111 条 本事業の補助金交付の申請手続きは、果樹強韌化対策要領の第 10 に定めるところにより行うものとする。

2. この法人は、果樹強韌化対策要領の第 8 の 1 の (2) に定めるところにより提出された事業実施計画と補助金交付の各申請を中央果実協会に対して行い、同協会から補助金の交付決定通知と併せて事業実施計画を承認する旨通知がなされた場合、支援対象者に対して速やかに通知するものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第 112 条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、この法人に提出するものとする。
- (2) この法人は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。
- (3) この法人は、中央果実協会から、補助金の額の確定と支払に関する通知がなされた場合、速やかに支援対象者に対して補助金を交付するものとする。

(事業の実施状況報告、評価及び収益納付)

第 113 条 上記の他、本事業を行うために必要な手続きは、果樹強韌化対策要領に定めるところによるものとする。

### 第3章 その他

(都道府県推進事務費)

第114条 この法人は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第2号

(ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業及び花粉専用園地育成推進事業を除く。)までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央果実協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

(業務の委託)

第115条 この法人は、必要があると認めるときは理事会の承認を受けて、適当と認められる団体に対しこの業務方法書によるこの法人の業務の一部を委託することができる。

(報告の徴取及び閲覧)

第116条 この法人は、必要があると認めるときは、事業に関連する必要な範囲において、支援対象者及び事業実施者(以下「事業関係者」という。)に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について報告させ、また、事務所その他事業場等に立入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

2. この法人及び事業関係者は、この対策に係る帳簿を備え、かつ、証拠書類を補助金等の交付が完了した日の翌年度から起算して5年間整備保管する。ただし、第32条第2号及び第3号に定める事後確認に関係する必要な書類及びこのほか必要な書類の保管期間を延長するものとする。

(中央果実協会への届出)

第117条 この法人は、業務方法書の制定又は変更を行った場合には、速やかに当該業務方法書の写しを中央果実協会に届けるものとする。

2. この法人は、定款(定款の変更も含む。)を作成した場合には、速やかに当該定款の写しを中央果実協会に提出するものとする。

(事業の終了)

第118条 この法人は、国の事業が終了した場合又は中央果実協会の事業が終了した場合は、業務を終了するものとする。

(財産処分等の手続)

第119条 事業実施者(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果樹緊急総合対策支援事業、果樹先導的取組支援事業及び花粉供給緊急対策事業にあつては支援対象者。以下同じ。)は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が

50万円以上のものとする。)について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、この法人の承認を受けなければならない。

また、この法人が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央果実協会の承認を受けなければならない。

2. 事業実施者は、果樹経営支援対策事業又は果樹先導的取組支援事業により改植(移動改植及び補植改植を含む。)、新植、高接又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、新植若しくは高接に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種(産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く)への植栽、果樹未収益期間支援事業(果樹先導的取組支援事業による未収益期間の栽培管理支援を含む。以下同じ。)の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき(ただし、第48条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証す書面がすでに提出されている場合を除く。)又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式によりこの法人に届け出るものとする。
3. 事業実施者は、花粉専用園地育成推進事業により改植又は新植が行われた果樹園において実施された改植又は新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式によりこの法人に届け出るものとする。
4. 事業実施者は、傾斜の緩和又は土壌土層改良を行ったことに対して補助金が交付された果樹園について、交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、移転、当該果樹園での栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式によりこの法人に届け出るものとする。
5. 事業実施者は、第1項に定めた財産が処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、実施細則に定める様式により、この法人に報告するものとする。

この法人は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞

なくその内容を中央果実協会に報告するものとする。

6. 事業実施者は、第1項に定めた財産について、移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該財産の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、実施細則に定める様式によりこの法人に届け出るものとする。
7. 第1項から第6項までのいずれかに該当し、交付決定条件からみて補助金の返還事由に該当する場合には、実施細則に定める様式により、事前にこの法人の承認を得た上で、補助金返還を行うものとする。

(仕入れに係る消費税等の扱い)

第120条 事業実施者は、この法人へ交付申請書を提出するに当たって、各支援対象者等の当該補助金に係る消費税仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額)があり、かつ、それが明らかでない場合には、別に定めるところにより、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない各支援対象者等に係る部分については、この限りではない。

2. 事業実施者は、この法人へ実績報告を行う場合にあっては、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかになった場合には、別に定めるところにより、これを補助金から減額して報告しなければならない。
3. 事業実施者は、この法人へ実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、別に定めるところにより、その金額(2により減額した場合にあっては、その金額を上回る部分の金額)をこの法人に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(準用)

第121条 この法人は、この業務方法書に定めるもののほか、中央果実協会の業務方法書に準じることができる。

(各種施策との連携)

第122条 担い手の不足や高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び未来型果樹農業等推進条件整備事業及び果樹先導的取組支援事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等(事業実施者を除く。)、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施に当たっては事業実施者(この法人を除く。)は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に

努めるものとする。

(附則)

この業務方法書の変更は、理事会の決議のあった日（令和 6 年 1 月 22 日）から施行し、令和 5 年 11 月 29 日に遡及し適用する。